

山口県報

平成22年
1月15日
(金曜日)

目 次

規則

- 山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課).....一
- 市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則(地域政策課).....二
- 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(県民生活課).....二
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課).....二
- 教委規則
- 山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則.....二
- 山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則.....二
- 山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則.....三
- 公安委規則
- 機械警備業者の即応体制の整備に関する規則の一部を改正する規則.....四
- 山口県道路交通規則の一部を改正する規則.....四



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正す

る。

第十九条の表山口県税務事務所の項中「阿武郡阿東町」を削り、同表萩県税務所の項中「(阿東町を除く。)」を削る。

第二十八条の表山口県消防行政連絡所の項中

山口市	山口市	山口市	山口市
を	山口市	山口市	山口市
			を削る。

め、同項の次に次のように加える。

山口県阿東防災行政連絡所	山口市	山口市
	阿武郡阿東町	阿武郡阿東町
		を削り、同表

第二十八条の表中

山口県阿東防災行政連絡所	阿武郡阿東町	阿武郡阿東町
		を削り、同表

山口県山口市消防本部防災行政連絡所の項を次のように改める。

山口県山口市消防本部防災行政連絡所	山口市	山口市
		を削る。

第三十七条の表山口県萩県民局の項中「(阿東町を除く。)」を削る。

第四十七条の十の表山口県山口健康福祉センターの項中「阿武郡阿東町」を削り、同表山口県健康福祉センターの項中「(阿東町を除く。)」を削る。

第五十一条の二の表山口県山口環境保健所の項中「阿武郡阿東町」を削り、同表山口県環境保健所の項中「(阿東町を除く。)」を削る。

第六十条の表山口県中央児童相談所の項中「阿武郡阿東町」を削り、同表山口県児童相談所の項中「(阿東町を除く。)」を削る。

第七十六条の表山口県山口農林事務所の項中「阿武郡阿東町」を削り、同表山口県農林事務所の項中「(阿東町を除く。)」を削る。

第二百十九条の表山口県中部家畜保健衛生所の項中「阿武郡阿東町」を削り、同表山

口県北部家畜保健衛生所の項中、「(阿東町を除く。)」を削る。
第二百四十八条の表山口市土木建築事務所の項中、「阿武郡阿東町」を削り、同表表土木建築事務所の項中、「(阿東町を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年一月十六日から施行する。

市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十二年一月十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三号

市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則
市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例(平成二十一年山口県条例第五十五号)の施行期日は、平成二十二年一月十六日とする。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則
特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年山口県規則第百一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中、「、防府市又は阿武郡阿東町」を、「又は防府市」に改め、同条第二項第三号中、「第十二条の二第二項」を、「第十四条第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年一月十六日から施行する。ただし、第十七条第二項第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和五十九年山口県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第二阿東町の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年一月十六日から施行する。



山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月十五日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第一号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則(昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第八十三条の表中、「阿武郡阿東町」を、「山口市」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年一月十六日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月十五日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十一年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立防府商業高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立徳佐高等学校	山 口 市	本 校	普通科	3	—														全日制課程普通科及び農業技術経営科は、平成20年度から生徒募集を停止する。
		高保分校	普通科	3	—														

別表の1の表中

山口県立徳佐高等学校	阿武郡阿東町	本 校	普通科	3	—														全日制課程普通科及び農業技術経営科は、平成20年度から生徒募集を停止する。
		高保分校	普通科	3	—														

削る。

附 則

この規則は、平成二十二年一月十六日から施行する。

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月十五日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第三号

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。
別表第一防府学区の項中「阿武郡阿東町」を削る。

山口市	山口市
防府市	防府市
阿武郡阿東町	阿武郡阿東町

を

山口市	山口市
防府市	防府市

に

美祢市のうち美東中学校区	美祢市のうち美東中学校区
阿武郡阿東町	阿武郡阿東町

を

山口市のうち阿東中学校区、阿東東中学校区	山口市のうち阿東中学校区、阿東東中学校区
美祢市のうち美東中学校区	美祢市のうち美東中学校区
山口市のうち阿東中学校区、阿東東中学校区	山口市のうち阿東中学校区、阿東東中学校区

に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年一月十六日から施行する。



機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月十五日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第一号

機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則の一部を改正する規則

機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則（昭和五十八年山口県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中「区域」の下に「及び平成二十二年一月十五日における阿武郡阿東町の区域」を加え、同表第十号中「及び阿東町」を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年一月十六日から施行する。

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月十五日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第二号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表二の項九号に関する部分中「阿武郡阿東町」を「山口市」に、「山口市」を「同市」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年一月十六日から施行する。